

賛助会員用

入 会 申 込 書

社団法人 日本銭湯文化協会 殿

貴協会の趣旨に賛同し、下記の会員倫理規程を遵守することを誓約し、入会を申込みます。

賛助会費は、受付完了後納入いたします。

記

申込日	年	月	日
会員の種類	個人会員	法人会員	
申込口数	_____口(一口1万円)		
氏名	法人会員は、法人名・代表者名・担当者を記入してください。		
	印		
	担当者		
	電話 ()	FAX ()	
性別	男 女	生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
住所	〒		
	電話 ()	FAX ()	

会員倫理規程<宣言文>

第2条 私たち、日本銭湯文化協会の会員は、次の事項を履行することを誓い、宣言いたします。

- ① 日本の公衆浴場、入浴文化の歴史・知識の普及に努めます。
- ② 健康増進並びに福祉の向上に必要なものとして利用されている銭湯の減少に歯止めをかける活動をいたします。
- ③ 本協会の定款及び諸規則を遵守します。

※ 法人会員として入会しようとする者は、会社概要等の法人活動状況を判断できる資料を添付してください。

申込先

〒101-0031

東京都千代田区東神田1丁目10番2号

社団法人 日本銭湯文化協会

会員倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、本協会の定款第3条に規定する目的を達成するために、会員ひとりひとりが、本協会の定款、諸規則及び関係法令の遵守義務を自覚し、一般生活者の信頼に値する高い倫理観に基づき、社会的良識をもって会員活動を行うことを宣言するとともに、更に、遵守義務違反者に対する指導及び勧告措置を明確にすることを目的とする。

(宣言文)

第2条 私たち、日本銭湯文化協会の会員は、次の事項を履行することを誓い、宣言いたします。

- ① 日本の公衆浴場、入浴文化の歴史・知識の普及に努めます。
- ② 健康増進並びに福祉の向上に必要なものとして利用されている銭湯の減少に歯止めをかける活動をいたします。
- ③ 本協会の定款及び諸規則を遵守します。

(遵守義務)

第3条 会員は、前条の宣言に従い、本協会の定款、諸規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

(入会における誓約)

第4条 会員は、本規程の宣言文を明記した入会申込書に署名捺印し、本規程の遵守を誓約して、入会の申し込みをしなければならない。

(指導及び勧告)

第5条 宣言文及び遵守義務の違反者に対しては、理事会は事実確認の上、指導・勧告を行う。

- 2 指導・勧告にもかかわらず、是正されない場合は、定款12条(除名)を適用する。
- 3 社会通念上に照らし合わせて極めて悪質な行為と判断される場合は、指導・勧告を経ずに定款12条(除名)を適用する。

(変更)

第6条 この規程の変更は、社員総会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月6日から施行する。